

補助金の交付状況に係る調書【令和3年度交付分】

補助金の名称		犬山市感震ブレーカー設置費補助金		市の担当部課	市民部防災交通課		
				問い合わせ先	0568-44-0346		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		—		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市感震ブレーカー設置費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	令和元年度	補助終了年度	令和5年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		南海トラフについて、国が発表している地震発生確率が70%～80%と非常に高くなっており、大規模地震災害への備えは急務である。震災時の火災は、広域的に延焼が広がる恐れがあり、個々の備えを支援することで、地域の防災力を向上させることができる。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度予算		
		25,700 円	30,000 円	0 円	50,000 円		
		(25,700 円)	(30,000 円)	(0 円)	(50,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		個人が、犬山市内に自らが所有する住宅(木造)に感震ブレーカーを設置した際に、その事業に要する経費(購入及び設置)の2分の1に相当する額(上限5,000円)を補助する。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		0 円			
		うち補助事業全体の経費		0 円			
		うち補助対象経費		0 円			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		感震ブレーカーの購入及び設置費用の1/2			
		補助限度額		5,000円			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業完了後に支払うため		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		個人において感震ブレーカーを設置することにより、地震後の通電火災のリスクが減り、また個人の防災意識の向上にもつながる。また、火災の延焼を防ぐことで、地域の防災力が向上し、市全体の防災力の向上に繋げることができる。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無			

※令和3年度の実績に基づき作成しています。